

○宇城広域連合潜水業務規程

平成27年3月2日 宇城広域連合訓令第7号

宇城広域連合潜水業務規程(平成19年4月1日 宇城広域連合訓令第42号)の全部を改正する。
(目的)

第1条 この規程は、自給気潜水器具を使用して潜水を実施する場合の事項を定め、もって潜水業務の安全を期することを目的とする。

(定義)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 自給気潜水 自ら携行するボンベから吸気を受けて潜水することをいう。
- (2) 潜水業務 潜水作業又は潜水訓練をいう。
- (3) 潜水作業 自給気潜水により第8条に定める作業を行うことをいう。
- (4) 潜水訓練 自給気潜水の知識及び技術の維持並びに向上を図るために行う訓練をいう。
- (5) 潜水指揮者 消防署長（以下「署長」という。）をいう。ただし、署長に事故があるときは、副署長、消防課長又は指揮隊長がこれに当たる。
- (6) 潜水隊長 潜水指揮者の指名を受け、潜水業務を行う現場において、潜水員及び潜水補助員を直接指揮する者をいう。
- (7) 潜水班長 潜水指揮者の指名を受け、潜水業務を行う現場において、潜水員の指導に当たる者をいう。
- (8) 潜水隊員 潜水隊長の指名を受け、潜水業務を実施する者をいう。
- (9) 潜水補助員 潜水指揮者の指名を受け、潜水隊員の補助及び潜水業務に関する研修に努める者をいう。
- (10) 潜水指導員 潜水指揮者の指名を受け、潜水業務における安全管理並びに安全衛生教育その他潜水業務に関する研修及び指導に努める者をいう。

(任命)

第3条 潜水隊員は、身体強健かつ責任感旺盛にして救助業務に適正を有する者で、宇城広域

連合救助業務規程(平成 27 年 4 月 1 日宇城広域連合訓令第 号)第 3 条に規定する基準のほか、以下の基準を満たしている者の中から消防長が任命する。

- (1) 消防吏員拝命 3 年以上の職員
 - (2) 労働安全衛生法(昭和 47 年法律第 57 号)第 72 条第 1 項の規定による潜水土免許証の交付を受けた者
 - (3) 潜水救助活動に関し、前 2 号に規定するものと同等以上の知識及び経験を有する者であると消防長が認めた者
- (潜水指導員)

第 4 条 潜水指導員について、次の事項を定める。

- (1) スクーバ潜水研修を修了し、労働安全衛生規則（昭和47年労働省令第32号）第35条の教育を修了した者
 - (2) 潜水隊長以下の隊員に対し、安全管理面及び安全衛生面から潜水業務の指導を行わなければならない。
 - (3) 災害発生状況及び潜水隊員の状況に応じ潜水指揮者が必要と認める場合は、潜水隊員として潜水業務に従事しなければならない。
- (潜水隊の編成)

第 5 条 潜水隊は、潜水隊長 1 人、潜水隊員 2 人及び潜水補助員 1 人をもって 1 隊とする。なお、潜水補助員は、潜水隊員を兼務することができる。

- 2 潜水隊は、当務及び非番潜水隊員をもって充てるものとする。
- 3 2 隊以上の潜水隊をもって潜水業務を実施する場合の潜水隊長は、1 人とすることができる。

(潜水資機材)

第 6 条 潜水資機材は、潜水資機材一覧表（別表）により管理する。

- 2 潜水資機材は、南消防署に配備するものとする。
- 3 潜水隊員は、潜水資機材の保全に努め、潜水業務の実施に際して、その使用に支障を来さないようにしなければならない。

4 潜水資機材の維持管理については、潜水資機材点検簿（様式第1号）に定めるところにより、週1回又は使用の都度行うものとする。

5 潜水資機材の搬送については、潜水隊の出動指令により、直ちに潜水隊員又はその他の隊員により事故現場へ搬送するものとする。

（出動区域）

第7条 潜水隊の出動区域は、管内の海岸、河川、湖沼等とする。ただし、消防長が必要と認めるときは、区域外にも出動させることができる。

（出動指令）

第8条 通信指令課は、水難事故が発生した旨の通報を受けたとき又は水難事故が発生したことを知ったときは、当該事故概要の的確な把握に努め、直ちに出動指令を発するとともに関係機関に通報しなければならない。

（潜水作業）

第9条 潜水作業は、次に掲げるものとする。

（1） 人命救助のための水中における作業

（2） その他消防長が必要と認めた水中における作業

（現場指揮）

第10条 潜水作業の現場指揮は、潜水指揮者がとるものとする。ただし、潜水指揮者が現場に到着するまでは、先着隊長が当たるものとする。

2 潜水指揮者は、潜水作業を遂行するため必要があるときは、他の消防隊及び救助隊の応援を求めることができる。

3 前項に規定する場合において、応援を求められた消防隊及び救助隊は、潜水作業が円滑に遂行されるように協力しなければならない。

（活動報告）

第11条 潜水隊長は、潜水作業に従事したときは、速やかに救助活動報告書により消防長に報告しなければならない。

（潜水訓練）

第12条 潜水指揮者は、自給気潜水の知識、技術の維持及び向上を図るため年間及び月間の訓練計画を作成し、消防長の承認を得なければならない。また、特別に訓練を必要とするときは、別に訓練計画を作成するものとする。

2 潜水隊長は、前項の訓練計画に基づき訓練を実施しなければならない。

(潜水活動基準)

第13条 潜水業務を実施する場合は、次に定める基準を守らなければならない。

(1) 海水域については、暴風、波浪、高潮等、淡水域については洪水警報等の気象警戒警報が発令されていないこと。

(2) 潜水深度は、10メートル未満を原則とすること。

(3) 前号の規定にかかわらず潜水深度が10メートルを超える場所において救助等を行う必要がある場合の1回の潜水時間は、原則として高気圧作業安全衛生規則(昭和47年労働省令第40号。以下「高気圧作業規則」という。)第31条第2項の規定による浮上停止の措置を要しない時間内とすること。

(4) 水温は、おおむね摂氏7度以上とする。ただし、ドライスーツを着用した場合はこの限りでない。

(5) 潜水時間は、救助事案1件当たり潜水用ボンベ2本の使用時間内とする。ただし、2本目の潜水用ボンベを使用する場合は、十分な休息を与えること。

春期(4月から6月)	潜水時間…30分以内
夏期(7月から8月)	潜水時間…40分以内
秋期(9月から10月)	潜水時間…30分以内
冬期(11月から3月)	潜水時間…15分以内

(6) 水流の流速は、おおむね0.5メートル毎秒以下、水中の視界は、おおむね0.5メートル以上であることを原則とする。ただし、現場付近の視界に応じた活動方法(環状検索、半環状検索等をいう。以下同じ。)により十分な安全が確保できると潜水指揮者が判断した場合は、この限りでない。

(7) 潜水救助活動は、日の出から日没までの時間帯で実施すること。ただし、潜水活動に十分な照明があり、かつ、短時間で救助可能である場合又は事故発生後時間経過が少

なく要救助者の所在が明らかな場合は、この限りでない。

- (8) 潜水救助活動の範囲は、隊員の安全監視が十分にできると潜水指揮者が判断した範囲とする。

(潜水隊員の心得)

第14条 潜水隊員は、次の事項を守らなければならない。

- (1) 潜水隊長の統制の下で毅然とした行動を行うこと。
- (2) 潜水救助の技術の研究、体力、気力の鍛錬に努めるとともに、常に反省と修養を積み、潜水隊員の使命と任務を自覚し、規律の厳守に努めるものとする。
- (3) 潜水業務に当たっては、常に潜水資機材の保全に努め、その使用に支障を来たさないよう心がけるものとする。
- (4) 潜水資機材の破損又は紛失があった場合は、速やかに消防長へ報告するものとする。

(安全対策)

第15条 潜水救助業務を実施する場合の安全管理は、次の各号によるものとする。

- (1) 潜水隊が活動する環境は、地上とは異なる活動上の障害が多く、活動範囲も制約されるため、潜水指揮者の現場統制を遵守しなければならない。
- (2) 潜水指揮者は、潜水隊員の健康状態が潜水救助活動に適するものであるか否かを確認しなければならない。
- (3) 潜水隊長は、状況の変化にも対応できるよう余裕のある救助方法を選定し、潜水指揮者と調整を図るとともに、潜水隊員に活動要領、任務分担、潜水時間から浮上開始時間その他必要な事項を明確に指示しなければならない。
- (4) 潜水隊長は、潜水隊員の活動状況を監視し、信号により連絡を保ち潜降、浮上等を適正に行わせるとともに潜水隊員の健康状態を随時確認しなければならない。
- (5) 潜水隊長は、潜水隊員の予期しない事故に備えるため、可能な限りスタンバイ隊員を待機させ、事故発生時に直ちに対応できる体制を整えるとともに、当該スタンバイ隊員に活動状況の監視に当たらせるものとする。

- (6) 潜水隊員は、使用する潜水体具(BC ジャケット、レギュレーター、コンビゲージ)及び潜水用ポンベの圧力等を確認し、その結果を潜水隊長に伝えなければならない。

(潜水救助活動の終了)

第 16 条 潜水救助活動の終了、打ち切り及び中止は次のとおりとする。

- (1) 潜水救助活動は、要救助者を発見し救助した時をもって終了とする。
- (2) 潜水救助活動の打ち切りは、潜水開始から 2 時間を経過し発見できなかった場合とする。ただし、夜間における活動は、最長 1 時間以内とする。以後の活動は関係機関と協議し翌日から開始するものとする。
- (3) 前記第 13 条に定める潜水隊の潜水活動基準に基づき、潜水指揮者が潜水活動の実施が困難と判断したときは、潜水救助活動をしてはならない。

(教育訓練)

第 17 条 消防長等は、潜水活動を安全、確実、迅速に行うため、次に掲げる事項について研修計画を樹立し、教養、訓練を実施しなければならない。

- (1) 潜水業務に関する知識の習得

新しく潜水隊員に専任された職員に対し、潜水業務関係教本等による高気圧障害等の予防法、関係法令、潜水理論等の知識習得に関すること。

- (2) 基礎知識の取得

潜水体具取扱要領の習熟を図ると共に、基本泳法から潜水技術水中検索法までの潜水救助の基本技術に関するごと。

- (3) 救助技術の研究

過去の潜水救助事故事例等を参考し、状況の変化に応じた救助技術の研究に関すること。

(検討会)

第 18 条 署長又は警防課長は、今後の活動に役立てるため、救助活動において特異又は必要な事例については、検討会を開催するものとする。

(潜水業務の記録等)

第 19 条 潜水隊長は、潜水業務を実施した場合、潜水業務日誌（様式第 2 号）に必要な事項を

記入するとともに、潜水経歴簿（様式第3号）に必要事項を記録するものとする。

（健康診断）

第20条 消防長は、省令第38条の規定による特別定期健康診断を年2回実施し、潜水隊員の健康状態が自給気潜水に適するものであることを確認するとともに、潜水指揮者は、その結果を潜水隊員台帳（様式第4号）に記録するものとする。

（健康管理）

第21条 消防長は、潜水隊員に対して、高気圧作業規則第38条の医師による健康診断を6か月ごとに1回行わなければならない。

2 消防長は、前項の健康診断を行ったときは、診断結果表を5年間保存しなければならない。

3 消防長は、次の各号のいずれかに掲げる者について、潜水業務に就かせてはならないものとする。

（1） 第1項の医師による健康診断の結果、当該医師が潜水業務不適と認めた者又は高気圧作業規則第41条に掲げる疾病に罹患している者

（2） 安全確保のため、次のいずれかに該当する者

ア 風邪、頭痛、消化器系の疾患その他の疾患により体調の悪い者

イ 外傷、皮膚病等体表面に異常のある者

ウ 災害活動、訓練等に従事して疲労が著しい者

エ 精神的負担又は動揺等が著しい者

オ アからエまでに掲げるもののほか、潜水業務を行わせることが適当でないと認められる事由のある者

（その他）

第22条 この訓令の施行について必要な事項は、消防長が別に定める。

附 則

この訓令は、平成27年4月1日から施行する。

別表（第6条関係）

潛水資機材一覽表

[illegible]

様式第1号（第6条）

潜水資機材点検簿

潜水用具No.（ ）

品名	数量	品名	数量

品名（型式）	購入年月日 点検年月日	異常の有無	処置の状況

品名（型式）	購入年月日 点検年月日	異常の有無	処置の状況

様式第2号（第18条関係）

潜 水 業 務 日 誌

年 月 日 曜日		署 長	副署長	課 長	係 長	係 員
第 小隊 天候						
災 害 出 動 記 録	発 生 日 時					
	発 生 場 所					
	災 害 種 別		出 動 人 員			
	出 動 車 両					
	活 動 概 要					
	使用資機材					
	備 考					
訓 練 計 画	時 間	内 容			場所・その他	
	時 分					
	使用資機材					
	参 加 者 名					
	備 考					

[illegible]

様式第4号 (第19条関係)

潜 水 隊 員 台 帳

階 級		氏名		生年月日	
現住所					
免許取得日	年 月 日				
血液型		体 重			
身 長		胸 囲			
記 録					
年月日					
年月日					
年月日					
年月日					
資格免許		取得日			
		取得日			
		取得日			
		取得日			

研 修 歴	年月日	内 容								
年月日	身長	体重	胸囲	視力		聴力		肺活量	血压	備考
				右	左	右	左			
	cm	kg	cm					CC		
	cm	kg	cm					CC		
	cm	kg	cm					CC		
	cm	kg	cm					CC		
	cm	kg	cm					CC		
備 考										